

滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会 設置要綱

(設置)

第1条 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例について、専門的な調査検討を行うため、滋賀県手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討専門部会（以下、「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について調査検討を行うものとする。

- (1) 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例に関すること。
- (2) その他、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討にあたり必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 専門部会の構成員は、別表に掲げる委員をもって充てる。

2 委員の任期は、本要綱の施行日から令和6年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 専門部会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、専門部会の会議の議長として会議の進行を行う。

4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 専門部会の会議は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長が招集する。

2 専門部会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 専門部会の運営に必要な事務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

	所属団体名	構成員
委員	NPO 法人滋賀自閉症研究会たんぽぽ	大橋 圭子
	社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会	大橋 博
	NPO 法人しが盲ろう者友の会	岡田 昌也
	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会	崎山 美智子
	学校法人立命館（立命館大学）	田村 和宏
	一般社団法人滋賀県ろうあ協会	中西 久美子
	特定非営利活動法人滋賀県難病連絡協議会	水江 孝之
	滋賀県立聾話学校	山田 貴司